

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、プレゼンテーション審査を行い、合計評価点で最も高い得点を得た事業者のシステムを採用する。

2. 審査(配点：300点)

審査は行田市家屋評価システム選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において以下のとおり審査を行い、選定する。

2.1 提案評価点(100点)

- ・ 対象：企画提案書1：「行田市家屋評価システム提案書」
- ・ 評価方法

審査委員会において、各審査委員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

2.2 機能要件点(125点)

- ・ 対象：機能要件書（【様式5】家屋評価システム 機能要件書兼回答書）
- ・ 評価方法

機能要件の対応状況を点数化する加点方式とする。

2.3 価格点(75点)

- ・ 対象：企画提案書2：「見積書」
- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を本市が採点する。

(2) 採点は絶対評価とし、上限額を超えた場合は失格とする。

※上限額：17,730,000円（税込）

(3) 導入費及び運用費の合計額で算出する。

3. プレゼンテーションの内容

(1) 日時：令和7年6月30日（月）午後1時30分～

(2) 場所：行田市産業文化会館2階 第2会議室（控室：会議室）

(3)出席者：1 提案者 5 名以内

(4)実施時間：1 提案者 40 分以内（プレゼンテーション 30 分、質疑応答 10 分）

(5)プレゼンテーションの内容

- ・ 提出した企画提案書の中で、アピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについての説明をすること。なお、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ・ 原則として本業務を受託した場合、直接関わる予定の担当者が行うこと。
- ・ 家屋評価システムの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
 - ① 作図機能
 - ② 評価計算機能
 - ③ 帳票出力機能
 - ④ データ移行
 - ⑤ その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

(6)プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

(7)その他

プロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

4. 事業者決定に関する特記事項

4.1 提案者が 1 社の場合の取り扱い

審査の合計点が全体の 7 割を超えた場合に限り、当該事業者のシステムを選定する。

4.2 最高点を得た事業者が 2 者以上の場合の取扱い

- (1) 見積額の最も低い事業者のシステムを選定する。
- (2) 見積額が同額の場合は、くじ引きとする。